美術工芸品の防火・防犯対策 チェックリスト

このチェックリストは、美術工芸品の防火・防犯対策に関して、所有者が自ら点検を行うことができるよう作成したものです。

文化財の防火・防犯対策は、それぞれの文化財の実情に応じて対策を建てることが基本であり、ここで掲げている対策が講じられていれば十分というものではありません。

既に対策を講じている場合でも、一度、このチェックリストを用いて自己点検を行うようにしましょう!

また、定期的な自己点検にもご活用ください。

防火対策は十分ですか!?

防犯対策は十分ですか!?





チェック1 保管場所の確認

美術工芸品を保管している場所はどこですか?保管場所における留意点を確認しましょう!!

保管場所	チェック		留意点
耐火性の建築物(収蔵庫な ど)に保管している		\Rightarrow	保存環境は比較的安全といえますが、人による管理 が疎かにならないよう留意しましょう。
非耐火性の建築物(堂塔、 社殿など)に保管している		\Rightarrow	最近、美術工芸品の盗難が増えています。 防火対策だけでなく防犯対策も心がけましょう。
屋外に設置している		\Rightarrow	盗難や人為的なき損、災害に注意しましょう。
博物館施設に寄託している		\Rightarrow	保管状況等を定期的に確認しましょう。 ※「チェック2」以降については、点検の必要はありません。

チェック2 保管状況の確認

美術工芸品の保管状況を確認していますか?

	項目	チェック		留意点
	最近、美術工芸品の保管状 況を確認した	□はい	\Rightarrow	
		□いいえ	\Rightarrow	最近、美術工芸品の盗難が増えています。美術工芸 品が安全な状態にあるか確認しましょう。
	管理台帳(目録・写真)を 作成して管理している	□はい	\Rightarrow	
		□いいえ	\Rightarrow	万一、盗難にあった場合、被害にあった美術工芸品 を特定できるよう、目録・写真を作成するようにし ましょう。

チェック3 防火対策

	項目	チェック	考えられる災害		対応策の例
	文化財周辺で火気を使用す ることが多い	□はい	失火	\Rightarrow	・文化財周辺での火気の使用は原則禁止しましょう。やむを得ず使用する場合は、火気を常時監視できる体制を整えるとともに、火気使用後は確実に消火するようにしましょう。
		□いいえ			
	防火機器または設備などを 設置している	□はい		\Rightarrow	・設置している機器、設備が常時動作する状態にあるか点検しましょう。また、必要に応じて防火機器、設備の増設等も検討しましょう。
					・早期に防火機器、設備の設置をお願いします。設置にあたっては、お住まいの教育委員会に相談しましょう(所管消防機関との協議が必要な場合もあります)。
		□いいえ	火災	\Rightarrow	(参考) 防火機器、設備 ア) 通報設備(火災の発生を職員、居住者、拝観者等に知らせる設備) 火災報知器、自動火災報知装置、漏電火災警報機器、無線通信機、専用電話、 警鐘、非常ベル、自動式サイレンなど
					イ)予防設備 防火扉、避雷設備など
					ウ)消火設備 消火器、消火栓、放水銃、ドレンチャー、動力消防ポンプ、貯水槽、防火井 戸、取水ますなど
	防火及び消火に関する体制 を整備している	□はい		\Rightarrow	・消防法では、一定規模以上の建物については、防 火管理者、消防計画を定めることとされています。 消防署等が行う消防講習会などに積極的に参加しま しょう。
		□いいえ	迅速な消火 活動の阻害	\Rightarrow	・日頃から、防火や消火に対する意識を持ち、文化 財を管理される人員が少ない場合は、自治会などへ の協力依頼も検討しましょう。
	定期的な巡回・監視を行っ ている	□はい			
		□いいえ	放火、失火	\Rightarrow	・日頃から火元管理を徹底し、定期的に巡回・監視 を行ってください。
	定期的に消火訓練を行って いる	□はい			
			迅速な消火 活動の阻害	\Rightarrow	・火災が発生した場合に迅速・適切な消火活動が行 えるよう、文化財防火デー(1月26日)などを利 用して、所管消防署等と連携して消火訓練を行いま しょう。

チェック4 防犯対策

	項目	チェック	考えられ	る災害		対応策の例
-	南京錠など簡易な錠だけで 施錠している	□はい	盗難		\Rightarrow	・防犯性能の高いピッキング防止型錠、シリンダー 錠、電子錠などへの変更を検討しましょう。
		□いいえ				
	出入口、窓等に侵入防止措 置を講じている	□はい				
		□いいえ	盗難		\Rightarrow	・部外者が出入口、窓から簡単に侵入できないよ う、鉄製格子の設置や強化ガラスへの変更、飛散防 止フィルムの貼付などを検討しましょう。
	外部の人が簡単に文化財に 近づくことができる	□はい	盗難、	き損	\Rightarrow	・文化財の周辺に柵などを設けたり、展示ケースなどの設置を検討しましょう。
		□いいえ				
	防犯装置を設置している	□はい	盗難、	き損	\Rightarrow	・設置されている機器、設備が常時動作する状態に あるか点検しましょう。また、必要に応じて防犯機 器、設備の増設等も検討しましょう。
		□いいえ	盗難、	き損	\Rightarrow	・人による常時監視などを早急に検討、実施しま しょう。また、文化財が保管されている状況を踏ま えて、人感センサー、監視カメラ、防犯灯などを複 合的に設置することも検討しましょう。
-	毎日巡回監視を行っている	□はい	盗難、	き損	\Rightarrow	・文化財周辺に監視の死角、盲点がないか確認しま しょう。また、早朝・夜間の巡回は人気が少ないた め、監視人員を増やすなど特に注意しましょう。
		□いいえ	盗難、	き損	\Rightarrow	・早急に、定期的に監視巡回ができる体制を整備しましょう。 ・警察署に巡回経路に組み入れてもらうよう要請したり、警備会社による警備の導入なども検討しましょう。 ・早朝・夜間の巡回は人気が少ないため、監視人員を増やすなど特に注意しましょう。
	参観者について、管理等の 対応を行っている	□はい				
		□いいえ	盗難、	き損	\Rightarrow	いたずら等の防止のために、参観者に記帳をしても らったり、参観者が多い場合は、予約制による入館 や入館規制等を行ってください。

これからも「国民のたから」を大切に 守りましょう!!

文化庁文化財部美術学芸課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL 03-5253-

TEL 03-5253-4111(内線2887) 03-6734-2887(直通)

美術工芸品の防火、防犯対策の具体的な対応策例

チェックリストに基づきチェックした課題に応じた防火、防犯の対策例について示したものです。

具体的な対策を行う際の参考にしてください。

1. 保管場所について

○ 耐火性の建築物(収蔵庫など)に保管されている場合

【予防策】

- ・ 収蔵庫など建物の本来の機能を発揮させるために、建物内及び建物周 辺の定期的な点検、防火、防犯設備の管理等を行いましょう。
- 非耐火性の建築物(堂塔、社殿など)に保管されている場合

【予防策】

- ・ 堂塔、社殿等の非耐火性の建築物は、防火、防犯への対応が十分でない場合があり、当該建築物の周辺環境、参観者、社寺の年中行事など様々な状況に応じた対策を検討する必要があります。
- ・ また、夜間に無人状態となる建物の巡回などの対策も必要です。
- 屋外に設置されている場合

【予防策】

- ・ 破損や落書きなど防犯に関する対応を検討しましょう。
- ・ また、周辺建物施設等に火災が発生した場合の対応の検討も必要です。
- 博物館施設に寄託されている場合

【予防策】

- ・ 博物館施設は、防火防犯体制がとられています。
- 博物館施設以外に寄託されている場合は、保存状況の確認をお勧めします。
- その他(文化財台帳等の作成について)

【予防策】

・ 文化財の数、寸法、特徴、保存状態、写真などを文化財台帳として記

録、保管しましょう。

・ 火災などにより文化財がき損した場合、修復の際の資料となります。 また、盗難にあった場合には捜索の手がかりとなります。

2. 防火対策について

【火災発生時の対策】

万が一、火災が発生した場合は、参観者、職員の避難、消防署への連絡、 初期消火を行う必要があります。

消火器を使用する場合、消火剤によっては文化財にダメージを与えることがあるので、文化財への使用は最小限にとどめることが望ましいです。

火災の状況によって、文化財の避難を行う必要があります。

日頃から防火体制の整備や消防訓練などを確実に行うことにより、火災が 発生した場合、被害を最小限にとどめることができます。

これらの対応については、関係職員に周知徹底しましょう。

1) 文化財周辺での火気の使用について

- ・ 文化財周辺での火気の使用は原則禁止しましょう。
- ・職員、参観者などが見やすい場所に、「火気使用禁止」などの標識を 設置しましょう。
- ・ やむを得ず火気を使用する場合は、常時火気を監視できる体制を整えるとともに、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分とるなどの対応が必要です。また、使用後は確実に消火し、消火の確認をしましょう。
- 火気を使用する場合は、防火管理者や団体責任者への事前許可を取るようにしましょう。
- ・ 火気を使用する場合は、文化財等へ燃え移らないよう、火気と文化財 の距離を十分とるようにしましょう。
- 火気を使用する場合は、常時監視できる体制をとるようにし、無人の 状態にならないようにしましょう。
- ・ 火気を使用する場合は、水などにより確実に消火し、消火の事実を確認しましょう。
- 消火した物は、消火後も燃え移らない場所に移動しましょう。

2) 防火機器・設備について

【予防策】

- ・ 設置されている機器、設備が常時作動する状態にあるか確認しましょ う。
- また、必要に応じて防火機器、設備の増設等を検討しましょう。
- ・ なお、防火機器・設備は、文化財が保管される建物の大きさ、状況などにより最適な設備の組み合わせがあります。
- 機器の設置の際は、事前に所管消防機関、都道府県教育委員会、市町 村教育委員会、文化庁等へ相談しましょう。

<防火機器等の例>(これらすべてを設置する必要はありません)

①警報設備

- ・非常ベル、自動式サイレン、火災報知器など (参観者、職員等への火災の発生を知らせる設備です。)
- ・自動火災報知器など

(火災の発生を参観者、職員等へ知らせると同時に所管消防署 にも通報できる設備です。設置に当たっては、所管消防機関 との十分な協議が必要です。)

②予防設備

・防火扉など

(棟続きの建物への延焼を防ぐ設備で、ほかに防火シャッター があります。ほかに、延焼を防ぐために防火塀、防火帯があ ります。)

•漏電火災警報器

(配線の入口付近に設置し、漏電があると警報を発し、自動的 に回路が遮断される設備です。)

• 避雷装置

(避雷針などで構成される装置で、落雷の多い地域などは落雷 による火災などを防ぐために必要な装置です。)

③消火設備

•消火器

(消火器には、その火災の対象に適した、一般可燃物用A、油火災用B、電気火災用Cがあります。一般可燃物用として、ABC粉末消火器が一般的ですが、このほかにも消火目的に応じた消火器があります。

消火器を設置する際は、文化財の特性や文化財周辺の環境等 を踏まえ適当な消火器を設置することが望ましいです。 また、消火器の有効期限を把握し、期限を過ぎた消火器は更 新してください。)

• 消火栓

(消火栓には、初期消火用に建物の廊下、縁側等に設ける屋内 消火栓と、消防自動車や自営消防隊の水利として有効な空き 地等に設ける屋外消火栓があります。)

• 放水銃

(放水銃は屋外消火栓に銃型の筒先をつけたもので、放水の方向も自由に変えられ、ホースを取り付ける必要がなく、一人で操作が可能です。

ただし、固定式のため障害物がある場合使用ができないため、設置場所については十分に検討する必要があります。)

・ドレンチャー

(ドレンチャーは建物周辺に水幕を作って建物の延焼を防ぐ装置です。屋根・軒先等に設置するものと建物周辺の地上から水幕を吹き上げて建物を包んでしまうものとがあります。 ひわだ、こけら、かや等の燃えやすいもので葺かれた屋根などへの飛び火を防ぐのに有効です。)

・動力消防ポンプ車

(動力消防ポンプ設備は、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ、手びきガソリンポンプ等がありますが、文化財の初期消火用としては可搬式動力ポンプが適当です。

ただし、操作には幾分熟練を必要とするので、日頃の訓練が 大切です。)

・貯水槽、防火井戸、取水ますなど (消火のために必要な消防用水については、近隣に川・池など がない場合、上記施設の設置が望まれます。)

3) 防火組織体制の整備について

- ・ 平素から徹底した防火管理を行うために、防火管理者などの管理責任 者が中心となり実効性のある管理体制の整備が必要です。
- 防火管理者のほかに、火元責任者など担当責任を明確にする組織づくりも必要です。
- ・ 防火管理者は、消防法に基づく消防計画の策定や、火元責任者等の監督指導をする責任があります。

- ・ 管理すべき範囲が広い場合や広い境内、管理すべき建物が多数ある場合などは、防火管理者の元に適当な人数の火元責任者を置き、担当責任を明らかにすることが有効です。
- ・ 防火知識の習得するために、防火に関する講習会等に積極的に参加しましょう。
- ・ 無人の社寺等に文化財が保管されている場合は、地元住民、自治会などで構成される防火管理体制を組織するなど、早急に管理体制を検討することが必要です。
- ・ 万一、火災が発生した場合、人命救助を第一とした消火が最優先されますが、文化財についても最小限の被害に押さえるために、文化財周辺の消火はどのような方法が良いのか、文化財を避難させるためにどのような方法で搬出するのが良いのか、知っておくことが有効です。 (これについては、所管消防機関、都道府県教育委員会、文化庁等と十分相談をしましょう。)

4) 定期的な巡回、監視、消火訓練について

【予防策】

- ・ 巡回、監視については、防火設備の動作確認、火気を使用している場所の使用及び管理状況などを確認するとともに、放火の原因となるゴミなどの燃えやすい物が文化財及び文化財の収蔵施設の周辺に放置されていないかなども確認しましょう。
- ・ 特に、築年数の古い建物、古い設備については、各箇所の老朽化などが予想されますので、確認が必要です。特に電気関係設備は、設備の 老朽化による漏電等のおそれがありますので、注意が必要です。
- ・ 文化財周辺、文化財が保管されている建物、敷地全体について、巡回、 監視を行うとともに、職員等による消火訓練を定期的に行うことが有 効です。

3. 防犯対策について

【盗難等の対策】

万が一、盗難が発生した場合は、速やかに警察に連絡するとともに、職員 への連絡、教育委員会、文化庁への報告を行いましょう。

また、き損が発見された場合は、教育委員会、文化庁に連絡し対応方法について指示を仰ぐようにしましょう。

これらの対応については、関係職員に周知徹底しましょう。

1) 施錠について

【予防策】

- ・ 現在の施錠方法を確認し、海老錠、南京錠など外部から安易に破壊されやすい錠のみで施錠されている場合や、一つの錠で施錠している場合は、文化財が保管されている建物の構造、管理方法などを踏まえ、ピッキングに強いシリンダー錠や電子錠など防犯性能の高い錠への変更や補助錠の設置などを検討しましょう。
- ・ 特に、古くから使われている錠や、社寺等で多く使用されている海老 錠は、構造上簡単に解錠することが可能な場合があります。このため、 錠の取り替えや防犯性能の高い補助錠を取り付けるなどの対策を早 急に行いましょう。

2) 出入口、窓等から侵入防止装置について

【予防策】

・ 外部からの容易な侵入を防ぐために、前述の錠の交換とあわせて鉄製格子等の設置や防犯ガラスなどへの交換、防犯フィルムの貼り付けなどの対策をとりましょう。

3) 柵やケース等の設置等について

【予防策】

- 部外者が文化財に安易にふれることができないよう、参観位置、動線 を再確認し、必要に応じて見直しをしましょう。
- ・ 可能であれば、柵の設置や文化財をガラスケースに入れて展示するな どの方法を検討しましょう。
- ・ 柵の設置にあたっては、参観者が文化財に触れることのないよう、設置位置などに配慮しましょう。
- ・ 文化財をガラスケースに入れる場合は、堅牢なケースを使用しましょう。

4) 防犯装置・設備について

- ・ 文化財が保管されている建物、周辺のほか、文化財が展示されている ケースなどに、人感センサー、監視カメラ、防犯灯などの設備の設置 を検討しましょう。
- ・ すでに、設置されている場合は確実に作動しているか確認をしましょう。

<防犯装置の例>(これらすべてを設置する必要はありません)

- ①部外者の侵入を知らせる機器
 - ・人感センサー(パッシブセンサー)(室内の人の動きを検知し作動するセンサーです)
 - ・ガラス破壊センサー (ガラスの破壊音・振動を検知するセンサーです)
 - ・赤外線センサー

(赤外線ビームを投光器から受信機に飛ばし、ビームを人などが遮ると作動します。建物の壁、塀などに設置されています。)

- ・センサー付きライト (センサーで人を検知するとライトが点灯します。建物の周 り、出入口などに設置されています。)
- ・ベル、フラッシュライト (部外者の侵入が検知された際、ベル音、光で威嚇すると同時 に異常を知らせます)
- ・防犯受信機等 (各種センサーと組み合わせ異常が発生した際、決められた通 報先に電話回線などを使い知らせます。)
- ②人の出入りをチェックする機器
 - ・キースイッチ

(部屋の出入口に設置し、テンキーや鍵、カードなどにより入室者を制限する装置です。)

・防犯カメラ (及び画像保存装置等を含む) (人の出入りがある場所等に設置し、24 時間 365 日、監視、記録します。)

5)巡視、参観者への対応について

- ・ 巡視、監視は、専従者を置き常時または定期的に行うことが基本です。 特に参観者がある場合は、立ち入り禁止区域内に入らないよう建物内 などの動線の確認、見直しが必要です。
 - 文化財を常時公開している場合
 - 必ず監視人を置き、常時巡回監視を行いましょう。
 - ・ 監視上、死角、盲点をつくらないよう遮蔽物等は取り除くように しましょう。

- ・ 参観者の人数に対応できる監視人、警備員を配置するとともに、 参観者を無制限に入場させないようにしましょう。
- ・ 開館、閉館時は事故が発生しやすいので、特に警備、監視を強化 しましょう。
- 必要に応じて、夜間も陳列品の確認を行いましょう。
- 文化財の公開陳列はしないが参観者等がある場合
 - ・ 参観者の氏名・人数等を記帳してもらうことにより、防犯性が向上します。
 - 参観者に案内人をつけ動静を常時監視するようにしましょう。
 - ・ 参観者の退出を確認してから施錠を行うとともに、事後に文化財 の点検を必ず行いましょう
- 無住の社寺あるいは常時居住する場所と文化財が保存されている ところが離れている場合
 - ・ 常時または定期的に文化財の収納建造物を巡視し、出入口・窓等 の異常の有無を点検するとともに、文化財の確認を行いましょ う。
 - ・ 警察に適時パトロール等を依頼しましょう。
 - ・ 地域住民等の協力により、パトロールを行いましょう。
- 6) 参観者の動線について

【予防策】

・ 参観者など部外者が、安易に立ち入り禁止区域に入らないよう、見やすい順路表示や禁止区域の明確な表示をしたり、参観者を誘導するための柵を設置するなどが考えられます。